

資料 2

「規制改革・特区」提案への対応等について

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件に関する規制緩和					
提案区分 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度 <input type="checkbox"/> 構造改革特区 <input type="checkbox"/> 地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 基準や要件の見直し <input type="checkbox"/> 行政手続の簡素化・迅速化 <input type="checkbox"/> その他			
提案の具体的な内容	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件を緩和し、医療機器以外の工業製品における品質管理業務等に3年以上従事し、県が認めた者を有資格者とする。					
提案理由	<p>医療機器製造販売業の許可要件の一つに、品質保証責任者を置くことがある。品質保証責任者の資格要件は「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」(GQP省令)に定められており、医療機器等の製造販売業許可業者における品質管理業務等に3年以上従事した者であることが求められている。</p> <p>医療機器分野の参入希望業者においては、他社等で上記業務を経験した有資格者がいない場合が多いため、品質保証責任者の有資格者を確保することが困難である。</p> <p>そのため、医療機器製造販売業の許可が取得できないとの苦情・相談が相次いでいる。</p> <p>当課では資格者を確保するよう説明しているが、医療機器分野へ参入しようとする際の大きな障壁となっていることは確かである。</p> <p>ある程度の資格要件は医療機器の品質を担保するため必要と考えられるが、工業製品等において充分な品質管理業務を経験した者であれば、必ずしも許可業者における従事経験がなくても責任者としての業務を遂行できるものと考えられる。</p>					
根拠法令等	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令 第4条第3項第2号</p> <p>薬事法第12条の2第1号</p>					
備考						
添付資料 有無 (何れかに○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

薬事法第12条の2

次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項（→医療機器製造販売業）の許可を与えないことができる。

1 申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の品質管理の方法が、厚生労働省令（→GQP省令）で定める基準に適合しないとき。

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令（GQP省令）

第4条

3 医薬品の製造販売業者は、次に掲げる要件を満たす品質管理業務の責任者（以下この章において「品質保証責任者」という。）を置かなければならない。

- 一 品質保証部門の責任者であること。
- 二 品質管理業務その他これに類する業務に三年以上従事した者であること。
- 三 品質管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
- 四 医薬品等の販売に係る部門に属する者でないことその他品質管理業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	福祉機器の介護保険制度における給付対象とするまでの期間短縮について		
提案区分 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ・基準や要件の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	業者が開発した福祉機器を介護保険の福祉用具貸与等における給付対象とするまでの期間を短縮すること。		
提案理由	<p>介護保険の給付対象となる福祉用具貸与（特定福祉用具購入）種目は、厚生労働省告示（下段参照）で定められているが、3年に1回の報酬改定に向け、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（以下「検討会」という。）で利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目の追加や拡充の検討がされている。</p> <p>開発した商品を検討会で検討していただき、保険給付の対象とすることが適当な場合は、報酬改定時以外でも告示を改正し対象品目の追加を行うこと。</p>		
根拠法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成24年3月13日厚生労働省告示第104号） <input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成24年3月30日厚生労働省告示第202号）		
備考			
添付資料 有無 (何れかに○印)	有	無	

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	外来生物法で規制される運搬の適用除外特区の設定		
提案区分 (該当項目に○印)	・規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ・基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	<p>外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第4条で、規制されている特定外来生物の運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第18条で定める確認、認定を受けなくても運搬を可能とする。</p>		
提案理由	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の拡大により、生態系や農林漁業への被害、景観の阻害等が発生 ・美しい自然環境という観光地の価値の低下等、経済活動への大きな影響 ・特定外来生物の駆除は、捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除き、誰でも自由に行うことができる。 ・しかし、特定外来生物を生きたまま運搬することは、逸出等の懸念から原則禁止 <p>(例外規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の職員が関係法令に係る業務として行う運搬 ・地方公共団体の職員が、主務大臣から確認を受けた防除実施計画に基づき行う場合 ・それ以外の者が、主務大臣から認定を受けた防除実施計画に基づき行う場合 等 <p>【地域の取組の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県内における外来植物駆除の先進地域である霧ヶ峰では、市町村の呼びかけのことで、特定外来生物（植物）が爆発的に繁茂する特徴等を正しく理解した住民により、主体的な駆除活動が展開中 <p>【現行制度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の自主的な取組が進みにくい。 ・県や市町村職員の同行が必要であり、駆除回数にも制限を受ける。 <p>【規制緩和に伴う効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等による自主的な取組の拡大 ・行政が関与する取組と合わせて、外来生物の駆除が一層進む。 		
根拠法令等	外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・霧ヶ峰自然環境保全協議会等で効果的な外来植物対策方法について、議論されている。 ・長野県議会 環境委員会(H25.10.1開催)において、これまでの取組を発展させた特定外来生物（植物）対策が求められた。 		
添付資料 有無 (何れかに○印)	有	・	無

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和		
提案区分 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	<input type="checkbox"/> 提案の視点 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的内容	<p>工場立地法第4条の「工場立地に関する準則」で定められている「緑地面積率等」※について、県または市が、同法第4条の2の「県準則」または「市準則」を条例で定めることにより緩和すること。</p> <p>※「緑地面積率等」 緑地及び環境施設(噴水、広場等)の各面積の、敷地面積に対する割合</p> <p>〔現行：国準則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率 (下限) : 20 % ・環境施設面積率 (下限) : 25 % (緑地含む) 		
提案理由	<p>工場を拡張して事業展開を図る場合、あるいは工場を集約して業務の効率化を図ろうとする場合に、緑地面積率等の規制がネックとなるケースがある。</p> <p>比較的緑地の多い長野県において、環境保全のため、首都圏など緑地の少ない都市部と同じ緑地面積率をあえて確保する必要があるのか疑問がある。</p> <p>資金力の弱い中小企業にとっては、緑地の確保は大きな負担となっている。</p>		
根拠法令等	工場立地法		
備考	<p>これまで、長野県の強みである豊かな自然と調和した環境づくりを基本に政策を進めてきたことから、工場立地法に関して県独自の規制緩和を見合させてきた経過がある。</p> <p>一方で、県及び市は、条例により国が定める範囲内で、国の準則に代わる「県準則(町村区域)及び市準則」を定めることができあり、市区域については現在3市が条例を制定していることから、町村区域を対象とする県準則についても必要性を含め調査・検討を行う。</p> <p>(参考1) 工場立地法施行規則等の一部改正 第2次一括法の施行により平成24年4月から緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務をすべての市に移譲</p> <p>(参考2) 県内における準則の条例制定状況 長野市(H24.12施行)、須坂市(H25.4施行)、千曲市(H25.4施行)</p>		
添付資料 有無 (何れかに○印)	<input checked="" type="radio"/> 有	無	

工場立地法(抜粋)

(昭和三十四年三月二十日法律第二十四号)

(工場立地に関する準則等の公表)

第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

- 一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項
- 二 (以下略)

第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることと/or も、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。)を定めることができる。

- 2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることと/or も、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「市準則」という。)を定めることができる。

- 3 (以下略)

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	食品の製造施設に係る規制緩和について		
提案区分 (該当項目に○印)	◎規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ◎基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	<p>食品を製造する場合、食品衛生法に基づく食品営業許可を受ける必要があり、都道府県で定めた業種ごとの施設基準に適合した施設を用意しなければならない。</p> <p>県で定めた施設基準では、「食品営業施設の共用に関する取扱いについて（S56.7.23 付け 56 食第 251 号）」により、衛生上支障がないと認められる場合に限り、施設の共用ができるとしているが、中小零細企業にとっては負担となっているので、より製造現場の実情に合わせた基準・要件としていただきたい。</p>		
提案理由	<p>食品を製造する際は、別紙の業種ごとに、原則として施設を別にしなければならない。</p> <p>例えば、トマトジュース（清涼飲料水製造業）とトマトケチャップ（ソース類製造業）は衛生上支障がない場合であっても、製造室・充てん室を別にする必要がある。</p> <p>しかし、季節限定品や小ロット生産を行う小規模事業者等にとって、設備の購入費用や維持管理の上、複数の生産ラインを設けることは負担である。</p> <p>上述の提案どおり、2種類以上の食品製造施設の共用の基準を、より製造現場の実情に合わせた基準に見直せば、新しい分野の食品製造に取り組もうとする小規模事業者の活動を促進できるものと考える。</p>		
根拠法令等	食品衛生法		
備考			
添付資料 有無 (何れかに○印)	◎ 有	無	

○食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

○食品衛生法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 229 号）

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 喫茶店営業
- 三 菓子製造業
- 四 あん類製造業
- 五 アイスクリーム類製造業
- 六 乳処理業
- 七 特別牛乳搾取処理業
- 八 乳製品製造業
- 九 集乳業
- 十 乳類販売業
- 十一 食肉処理業
- 十二 食肉販売業
- 十三 食肉製品製造業
- 十四 魚介類販売業
- 十五 魚介類せり売営業
- 十六 魚肉ねり製品製造業
- 十七 食品の冷凍又は冷蔵業
- 十八 食品の放射線照射業
- 十九 清涼飲料水製造業
- 二十 乳酸菌飲料製造業
- 二十一 氷雪製造業
- 二十二 氷雪販売業
- 二十三 食用油脂製造業
- 二十四 マーガリン又はショートニング製造業
- 二十五 みそ製造業
- 二十六 醤油製造業
- 二十七 ソース類製造業
- 二十八 酒類製造業
- 二十九 豆腐製造業
- 三十 納豆製造業
- 三十一 めん類製造業
- 三十二 そうざい製造業
- 三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業
- 三十四 添加物製造業

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	旅行業法の規制緩和について		
提案区分 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> ・規制・制度 <input checked="" type="checkbox"/> ・構造改革特区 <input type="checkbox"/> ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> ・規制・制度の見直し <input type="checkbox"/> ・基準や要件の見直し <input type="checkbox"/> ・行政手続の簡素化・迅速化 <input type="checkbox"/> ・その他
提案の具体的な内容	<p>旅行業の登録要件として、①営業保証金、②旅行業取扱管理者の選任がある。例えば、地域の体験プログラムを旅行商品として扱える「地域限定旅行業」(H25.4.1 施行)の登録を行う場合は、営業保証金(登録時 100万円)と旅行業取扱管理者が必要。</p> <p>旅館ホテル事業者は、一般的に建物資産を有していることから、旅館ホテル事業者が「地域限定旅行業」の登録を行う場合は、貸借対照表で営業保証金相当額以上の資産の有無を確認する方法などにより、営業保証金制度を見直す。</p> <p>※営業保証金：登録後更新時に前年取引額により 2,500万円まで引上げられる。</p>		
提案理由	<p>旅行業の登録制度は、旅行者の保護を図る上で重要な制度であり、登録時に必要とされる財産的要件(一定額の供託)は、旅行不催行の場合に旅行者へ代金を返戻するためのものであることは理解できる。</p> <p>最近は、地域の持つ観光資源を活かして地元独自で企画する「着地型旅行商品」の需要が高まっているが、旅館ホテル事業者が旅行業者としてそのフロントで旅行商品を企画販売することが容易になれば、旅行者の利便性が図られるとともに、着地型旅行商品の販売増により地域の活性化につながる。</p>		
根拠法令等	旅行業法第3条、第8条 旅行業施行規則第7条		
備考	<p>【平成16年 静岡県等からの旅行業の登録の要件緩和に対する国の回答】</p> <p>旅行業務に関する取引については、旅行者は、あらかじめその内容(無形のサービス)を具体的に確認できないまま、代金を前払いする取引形態がとられることから、旅行業務に関するプロである旅行業者との関係で、その持てる情報の質・量等の点において不利な立場にある旅行者の保護に万全を期すため、適正な契約の締結と確実なサービスの履行を確保する観点から必要最低限度の規制を設けているものである。</p> <p>このうち、旅行業の登録制度(営業保証金+旅行業務取扱管理者)は、旅行業務を営もうとする者の適格性を、一定の財産的基礎の確保、適正な管理・監督体制の維持、旅行業務に関する取引準則の遵守性確保等の点から判定するものであり、旅行者の保護を図る上でも最も基本かつ重要な制度である。したがって、その主体がホテル・旅館等の場合においても、あるいはその取扱対象地域がどこかに関わらず、前述の旅行者保護の必要性に変わりはないことから、旅行業法上の登録制度の適用を除外することは困難である。</p>		
添付資料 有無 (何れかに○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 • 無		

地域限定旅行業の概要

1 地域限定旅行業創設の背景

- ・ 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待が高まっており、着地型旅行の商品提供を促進するための取組が求められている。
- ・ これにより、地域の観光協会や旅館・ホテルなどの第3種旅行業の登録が進んだが、営業保証金（協会非加入 300万円）や旅行代金の事前収受の制限などが参入障壁になっていた。
- ・ 地域限定旅行業は、平成25年4月1日から創設された。

2 旅行業の区別業務範囲

旅行契約と取り扱い方の区分		旅行業の区分			地域限定
		第1種	第2種	第3種	
企画旅行契約	海外募集型企画旅行契約	○	×	×	×
	国内募集型企画旅行契約	○	○	△※1	△※2
	受注型企画旅行契約	○	○	○	△※3
手配旅行契約		○	○	○	△※4
他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結		○	○	○	○

※ △は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村についてのみ旅行業を業として可能。

※1 はH19.5.11から、※2 はH25.4.1から適用。

3 旅行業の営業保証金等

旅行業の区分	登録行政庁	前年取引額	区分	営業保証金(万円)※			
第1種	観光庁長官	前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額(0～2兆円未満)の区分に応じ、営業保証金も区分ごと、決められている。	協会非加入	7,000～45,000			
			協会加入	1,400～9,000			
第2種	都道府県知事		協会非加入	1,100～17,000			
			協会加入	220～3,400			
第3種			協会非加入	300～12,000			
			協会加入	60～2,400			
地域限定			協会非加入	100～12,000			
			協会加入	20～2,400			

※ 「協会」とは、旅行業協会のこと。協会加入は、非加入に比べ低くなっているが、年会費等が発生。

第1種は年会費35万円（入会時80万円）、第2種は5万円（85万円）、第3種は4万円（75万円）、地域限定は1万5千円（60万円）。

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	通訳案内士の規制緩和について		
提案区分 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度 <input checked="" type="checkbox"/> 構造改革特区 <input type="checkbox"/> 地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 規制・制度の見直し <input type="checkbox"/> 基準や要件の見直し <input type="checkbox"/> 行政手続の簡素化・迅速化 <input type="checkbox"/> その他
提案の具体的な内容	<p>通訳案内士法においては、通訳案内士でない者は報酬を得て通訳案内を業として行えることになっている。現行制度は全国を案内する通訳案内士と<u>特定の都道府県の全域</u>を案内する地域限定通訳案内士の2種類があるが、例えば、バードウォッチングや特定地域の歴史など<u>専門性の高い分野</u>や各地域の<u>特色ある事象</u>を当該専門家が直接説明する場合は、全国や都道府県のようなエリア限定ではなく、その分野に限り通訳案内ができる通訳案内士制度を創設する。(例: 軽井沢の文化、松本城の歴史、植物や動物の解説など)</p> <p>専門性の高い分野を外国語で通訳すること自体難しく専門家と通訳の2名で対応することは経済的ではない。</p> <p>分野限定の通訳案内士は、一定以上の語学力(例: 実用英語検定2級、TOEIC 650程度等)を有すること、当該地域、施設等での知識(例: 施設管理者の従事証明、地域ガイドの従事証明等)を有することを届け出ることとする。</p>		
提案理由	<p>日本経済再生に向け今年6月に発表された「成長戦略」では、日本全体の訪日外国人を2030年で3000万人超、現在の3.6倍にすることを目標としている。</p> <p>しかし、今年4月1日時点で全国の通訳案内士の登録者数は、10外国語で16,779名、そのうち本県では6外国語(英語、スペイン語、中国語、イタリア語、ロシア語、韓国語)で90名と明らかに不足している。</p> <p>そこで、自然、歴史、文化等専門性の高い分野に限って地域で通訳案内を可能にすることで訪日外国人旅行者の多様なニーズに対応し、満足度を高めることにより、訪日外国人旅行者数の拡大、再来訪者の増に資する。</p>		
根拠法令等	通訳案内士法第18条、36条、 外客来訪促進法第11条、22条、23条、26条		
備考	<p>【平成16年 長崎県からの通訳案内業法の適用緩和に対する国の回答】</p> <p>地域限定の通訳案内業試験及び免許付与を地方公共団体が行うことが<u>可能</u>となったとしても、当該地域に限定して、地域独自の観光魅力を伝えるインタークリターを創設することが制度創設の主眼となると考えられることから、当該地域の地理、歴史、一般常識といった、地域限定の通訳案内業を行う上で根幹となる知識に関する試験科目を免除することは不可能と考えられる。</p>		
添付資料 有無 (何れかに○印)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		

通訳案内士制度の概要

通訳案内士法(昭和24年法律第210号)

外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士の資格が必要(業務独占)

通訳案内士試験(全国)

国土交通大臣→JNTOが実施代行

【一次】筆記試験

①外国語

英語(S24~)、フランス語(S26~)、スペイン語(S30~)
ドイツ語(S34~)、中国語(S34~)、イタリア語(S35~)
ポルトガル語(S36~)、ロシア語(S37~)、韓国語(S60~)
タイ語(H18~)

②日本地理

③日本歴史

④産業、経済、政治及び文化に関する一般常識

※海外(ソウル、台北、北京)でも実施

【二次】口述試験

通訳案内の実務

合格

通訳案内士となる資格を有する者

※登録は都道府県知事が実施

登録

※国内非居住者には代理人が必要

通訳案内士

- 報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること)を行うことを業とする(§2)
- 通訳案内士でない者の業の制限(§36)
- 類似名称の使用制限(§37)

地域限定通訳案内士試験(各都道府県)

北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県の各都道府県知事が実施(平成19年度試験~)

【一次】筆記試験

①外国語
②当該都道府県の区域に係る地理
③当該都道府県の区域に係る歴史
④当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

【二次】口述試験

通訳案内の実務

合格

地域限定通訳案内士となる資格を有する者

登録

※登録は都道府県知事が実施

地域限定通訳案内士

- その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする(§11①)

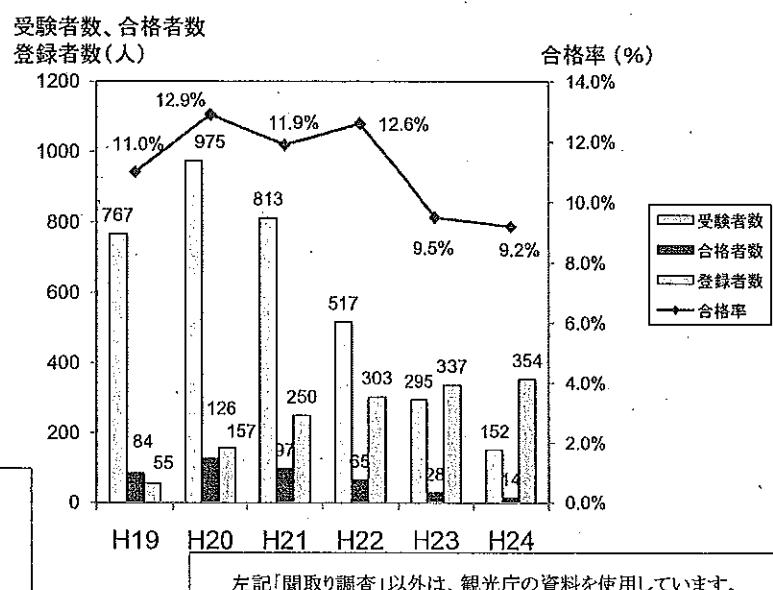
地域限定通訳案内士累計登録者数推移

都道府県知事が行う地域限定通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は、通訳案内士法の規定にかかわらず、当該都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること。)を業として行うことができる。(外客旅行容易化法第11条、第12条及び第14条)

【地域限定通訳案内士試験の実施状況】

- 実施都道府県 (平成19年度から) 岩手県、静岡県、長崎県、沖縄県 (平成20年度から) 北海道、栃木県
- 登録者数 英語: 204名、中国語: 112名、韓国語: 38名

県名	登録者数(平成25年4月1日現在)			
	英語	中国語	韓国語	計
北海道	50	24	11	85
岩手県	24	7	3	34
栃木県	20	9	1	30
静岡県	31	14	3	48
長崎県	31	7	6	44
沖縄県	48	51	14	113
合計	204	112	38	354



【長野県が、上記道県の状況を聞き取り調査】

※ H25地域限定通訳案内士試験の実施は、沖縄県のみ。
他の道県は、地域限定通訳案内士の需要が少ない、受験者数の減少など理由により実施していない。

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	農業用水を活用した小水力発電に係る河川法手続きの簡素化		
提案区分 (該当項目に○印)	①規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ・基準や要件の見直し ②行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	<p>許可水利権を利用した従属発電の場合には、申請書類の省略や登録制の導入など、手続きの簡素化により、申請者の大幅な負担軽減が図られる見通しどうっている。発電水利権取得に係る手続きのさらなる簡素化と時間短縮について、以下の2項目について提案する。</p> <p>提案1：許可水利権を利用した従属発電の登録手続きの簡素化 許可水利権の農業用水に従属した発電の登録にあたっては、許可書と設備認定書類等の既存資料を活用するなど、実際の手続きにおいて一層の簡素化を図ること。</p> <p>提案2：慣行水利権を利用した従属発電の登録制の導入と手続きの簡素化 慣行水利権を利用した従属発電についても、許可水利権と同様に登録制を導入するとともに、取水量調査の期間の短縮や頻度を少なくするなど、手続きの簡素化を図ること。</p>		
提案理由	<p>長野県では、農業用水を活用した小水力発電を積極的に推進し、そこから得られる売電収入を使って、耐用年数を迎える土地改良施設の長寿命化対策を進めるため、小水力発電の導入を支援するための様々な取組を行っている。しかし、農業用水を活用した小水力発電の普及拡大を図る上で、河川法手続きの簡素化が課題となっており、特に長野県では慣行水利権の割合が農業水利権の約86.4%を占めることから、上記の提案を行うものである。</p> <p>【提案1について】 河川流況や下流利水者への影響がないことを確認するためには、許可水量と発電規模等の必要最小限の資料があれば足りると考えられることから、実際の手続きにあたっては、さらなる簡素化等の措置が必要である。</p> <p>【提案2について】 慣行水利権の農業用水に従属した小水力発電を実施する場合、取水量の実態調査などを行い、新規で発電水利権を取得する必要があり、時間と費用がかかる。 慣行水利権を利用した従属発電についても、河川流況や下流利水者への影響がないことから、登録制の導入や手続きの簡素化が可能と考えられる。</p>		
根拠法令等	河川法23条、河川法施行規則第11条		
備考			
添付資料有無 (何れかに○印)	有	無	

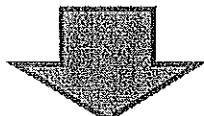
県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	狩猟に関する規制緩和				
提案区分 (該当項目に○印)	・規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ・基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他		
1 狩猟期間の通年化					
提案の 具体的な内容	現 行	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟期間について、鳥獣保護法は「10月15日から4月15日」と定めており、さらに鳥獣保護法施行規則に基づき環境大臣が北海道以外の地域について「11月15日から2月15日」に制限している。 なお、鳥獣保護法に基づき、県知事は、知事が定める特定鳥獣保護管理計画において、環境大臣が制限した狩猟期間を、鳥獣保護法で定めた狩猟期間の範囲内で延長できることになっており、長野県ではシカ、イノシシについてくくりわなに限り3月15日まで延長している。 			
	規 制 改 革 後	<ul style="list-style-type: none"> わなを用いた狩猟については、狩猟期間を通年とする。 【狩猟による獣類捕獲頭数】 現状(H24) 10,889頭 → 目標 15,000頭(4,000頭の増) 			
2 狩猟免許年齢制限の引き下げ					
提案理由	現 行	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法では、わな免許を受けることができる者を20歳以上と定めている。 			
	規 制 改 革 後	<ul style="list-style-type: none"> わな免許を受けることができる者を18歳以上とする。 【新規わな免許取得者数】 現状(H24) 541人/年 → 目標 560人/年(20人/年の増) 			
現状・課題		規制改革による効果			
<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農林業被害額は、5年連続減少傾向にはあるものの、依然高水準で、さらに捕獲の推進が必要な状況にある。 狩猟者の減少、高齢化が進んでおり、狩猟者の担い手の確保が喫緊の課題となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 狩猟の促進により、農林業被害等が軽減されるとともに、ジビエの有効活用による地域経済への波及効果が期待できる。 高校、短大、大学等での在学中の免許取得が可能となり、狩猟に対する若者の関心が高まり、狩猟者の増加が期待できる。 高校、短大、大学等卒業後直ちに資格を活かし、地域の捕獲活動への参加が可能となり、若者の参入により地域の活性化が図られる。 			
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）				
備考					
添付資料 有無 (何れかに○印)	有	無			

(参考)

狩猟に関する規制緩和の提案について

現 状	使用獵具の区分	狩猟免許年齢制限	狩猟期間	対象鳥獣
	銃 器	20歳以上	11/15 ～ 2/15	狩猟鳥獣全て
	網			
	わ な		11/15 ～ 3/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11/15～2/15は、狩猟鳥獣全て ・ 2/16～3/15は、シカ、イノシシに限る。
	うち ぐくりわな			



規制緩和後	使用獵具の区分	狩猟免許年齢制限	狩猟期間	対象鳥獣
	銃 器	20歳以上	11/15 ～ 2/15	狩猟鳥獣全て
	網	18歳以上		
	わ な	通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11/15～2/15は、狩猟鳥獣全て ・ 11/15～2/15以外の期間は、県が策定する「鳥獣保護事業計画」で定める狩猟鳥獣に限る 	

注) 規制緩和後の銃器については、わな獵で捕獲した個体の止め刺しに使用する場合は、通年の使用を可能とする。

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	道路占用が可能な工作物、物件又は施設の範囲に地方裁量を反映させるための規制緩和		
提案区分 (該当項目に○印)	○規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	・規制・制度の見直し ○基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	<p>○現状では、道路占用が可能な工作物等は、道路法において、具体的に規定されており、これ以外のものについては、占用の対象とされていない。</p> <p>○民間所有の工作物等であっても、地域の課題解決や地方自治体の政策を進める上で必要であり、公共性が認められるものについては、地方の裁量で占用を許可できるよう規制緩和を求める。</p> <p>【公共性がある工作物等の具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV用充電器：電気自動車の普及、環境問題への対応 ・自動販売機：中山間地における災害用備蓄の一部 <p>等</p>		
提案理由	<p>道路敷のうち、車や人等の通行に支障がない部分（チェーン着脱場、ミニパーク等）については、地域の活性化や政策目標達成のため、有効利用が可能と考える。</p> <p>民間企業による活用が可能となれば、占用料により地方自治体の収入増にも繋がる。</p>		
根拠法令等	道路法第32条、道路法施行令第7条		
備考			
添付資料 有無 (何れかに○印)	有	無	

道 路 法 (昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路上に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

道路法施行令 (昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号)

第二章 道路の占用

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号 の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号 の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号 に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号 に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - イ 都市計画法第八条第一項第三号 の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二 の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - ロ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項 に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)
- 十一 建築基準法第八十五条第一項 に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第一号 に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第三条 に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第九号に掲げる施設に設けるものを除く。)
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

県経済の構造転換に資する「規制改革・特区」に関する提案

提案事項名	小中学校教育課程における「グローバルコミュニケーションコース」の新設		
提案区分 (該当項目に○印)	◎規制・制度 ・構造改革特区 ・地域再生計画	提案の視点 (該当項目に○印)	◎規制・制度の見直し ・基準や要件の見直し ・行政手続の簡素化・迅速化 ・その他
提案の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 国際社会で活躍できる人材を育成するため、小中学校において外国語指導助手（ALT）や地域に居住する外国人が単独で外国語授業を行う「グローバルコミュニケーションコース」を新設する。 現行制度では、教育職員免許法の規定により教員免許のないALT等は<u>単独で授業を行うことができない</u>ため、規制緩和により<u>小中学校設置市町村の裁量でALT等に臨時免許を授与できる</u>ようにする。 「グローバルコミュニケーションコース」では、ALT等が児童生徒の評価までを行い、国際社会で通用する語学力の習得に向け、より的確な指導を行えるようにする。 		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 世界に貢献できる人材の育成のため、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る必要がある。 ALTは、日本人からでは習得できないネイティブの音声指導には欠かせない存在となっており、日本語が堪能であるとともに外国語の指導経験も豊富である。 臨時免許の授与は、普通免許を有する者を採用することができない場合に限られているため、外国語担当教員が配置されている学校ではALT等に臨時免許を授与することは適当でないが、規制緩和により外国語担当教員が配置されていても臨時免許を授与できるようにし、さらに臨時免許の授与を市町村の裁量とすることで、より地域の実情に応じた対応が可能となる。 		
根拠法令等	教育職員免許法、学校教育法		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が設置主体となるため、本構想を実施する市町村を募る必要がある。 		
添付資料 有無 (何れかに○印)	有	無	